

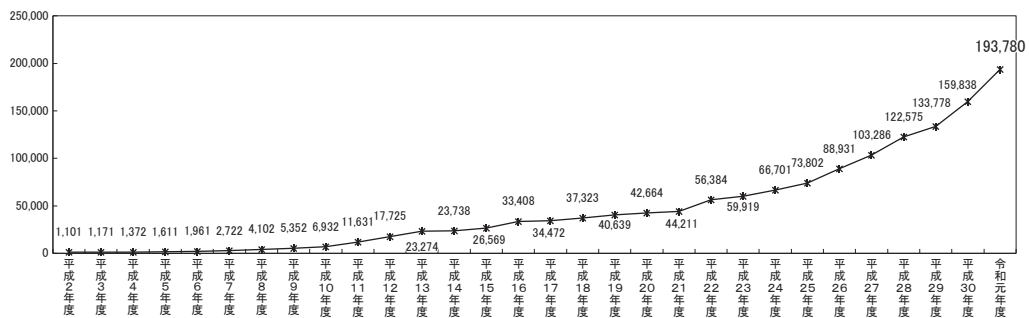
第2-2-9図 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移及び虐待の内容別相談件数

○ 令和元年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%)	29,479(18.4%)	1,730(1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240(25.4%) (+9,002)	33,345(17.2%) (+3,866)	2,077(1.1%) (+347)	109,118(56.3%) (+20,727)	193,780(100.0%) (+33,942)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。



資料：厚生労働省資料

上記のように、児童虐待相談対応件数の増加や、2018年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案等を受けて、2018年6月15日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を開催し、安倍内閣総理大臣（当時）から、子供の命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることについて指示があった。

この指示を受け、対応策を検討し、同年7月20日に同関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定した。同対策においては、転居した場合の児童相談所における引継ぎルールを見直し・徹底すること、「児童相談所強化プラン」を前倒して見直すこと等としているほか、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子供の受け皿確保などを講じることとしてい

る。また、母子保健分野においても、児童虐待の発生予防・早期発見のための取組について整理を行い、同月に通知を发出した。

さらに、同対策に基づき、同年12月18日に、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を決定し、児童相談所及び市町村の体制強化に向けて、2022年度までに、児童福祉司を約2,000人増加させることや市区町村子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置すること等としている。なお、児童福祉司に関する目標については、1年前倒しを行い、2021年度に約5,260人の体制となることを目指している。

また、2019年2月には、同年1月に千葉県野田市で発生した事案を受けて、関係閣僚会議を開催し、通告元の秘匿や関係機関の連携等に関する新ルールを設置することを内容とする「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」

を決定した。

さらに同年3月には、関係閣僚会議において「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定し、同年6月には、体罰禁止の法定化、児童相談所における一時保護等を行う「介入」の担当者と「保護者支援」の担当者の分離、児童相談所における弁護士等の配置促進、DV対策との連携強化を内容とする「児童虐待防止対策の強化を図るための児童

福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)が成立した(一部の規定を除き2020年4月1日に施行)。(第2-2-10図)

これらの対策に基づき、財政的な措置が必要なものについては、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討をするとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じていくこととしている。

第2-2-10図 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
- ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年間を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
- ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検討規定その他所要の規定の整備

- ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
- ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑧ 通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日(③②及び⑧)については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。)

資料：厚生労働省資料

・新型コロナウイルス感染症流行下での児童虐待防止対策

新型コロナウイルス感染症の影響により、子供の見守りの機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、民間団体等にも協力を求め、様々な地域のネットワークを総動員して、地域の見守り体制を強化することが必要である。そのため、2020年4月に「子どもの見守り強化アクションプラン」を策定し、さらに、子ども食堂等の支援を行う民間団体等が、支援を必要とする子供等の居宅を訪問するなどして、状況の把握や食事の提供等を通じた見守り体制の強化を図っている。

また、児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるため、児童相談所相談専用ダイヤル(0570-783-189)の無料化や、SNSによる全国共通のアカウントの開設のための費用を、2020年度第3次補正予算に計上している。

児童虐待防止に向けた普及啓発

2004年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っている。厚生労働省では、月間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。2020年度は、「189（いはやく） 知らせて守る こどもの未来」を月間標語として決定し、広報用ポスター、リーフレット等に掲載して配布したほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム（オンライン）」の開催（11月29日）、政府広報の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。（第2-2-11図）加えて、民間団体（認定特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。また、文部科学省では、2020年度の月間に合わせて、全国の家庭・学校・地域の関係者に向けて、文部科学大臣メッセージ「児童虐待の根絶に向けて～地域全体で子供たちを見守り育てるた

めに～」を発信するなど、児童虐待の防止に向けた周知・啓発を行った。

第2-2-11図 「児童虐待防止推進月間」啓発用ポスター



資料：厚生労働省資料

児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

・児童虐待による死亡事例等の検証

児童虐待による死亡事例等について、2004年度より、社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、児童虐待による死亡事例等について、分析・検証し、事例から明らかになった問題点・課題に対する具体的な対応策を提言として取りまとめており、2020年9月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）」を取りまとめた。

第16次報告においては、心中以外の虐待死（51例・54人）では、0歳児死亡が最も多く（40.7%）、うち月齢0か月が31.8%を占

めた。妊娠期・周産期における問題として「遺棄」、「予期しない妊娠/計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること等が特徴としてみられた。

・学校等における取組

文部科学省では、2012年3月に、児童虐待の速やかな通告を一層推進するための留意事項を、都道府県等を通じて学校教育関係者に通知するなど、児童虐待防止法の規定による早期発見努力義務及び通告義務等について機会を捉えて周知徹底を図っているほか、関係機関との連携強化のための情報共有や児童虐待防止に係る研修の実施などの積極的な対応等についても周知している。

また、2009年に教職員の対応スキルの向上を図るための研修教材を作成・配布するとともに、養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、公益財団法人日本学校保健会補助事業において、「子供たちを児童虐待から守るために―養護教諭のための児童虐待対応マニュアル―」を作成し、2014年3月に配布している。

さらに、2019年1月の千葉県野田市の事案を受け、同年2月には、文部科学副大臣を主査とする省内タスクフォースを設置し、再発防止策を検討するとともに、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関間の連携に関する新たなルールを各都道府県教育委員会等に通知した。加えて、同年5月には、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に当たって留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成・公表している。

加えて、地域における児童虐待の未然防止・早期発見の取組に資するよう、地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に向けて、児童虐待への対応に関して留意すべき事項等をまとめた「児童虐待への対応のポイント」（2019年8月策定、2021年3月一部改訂）を周知している。

このほか、児童生徒の相談を受けることが

できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

社会的養育が必要な子供への支援

社会的養育は、かつては親のない、親に育てられない子供を中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子供や何らかの障害のある子供への支援を行う施策へと役割が変化しており、一人一人の子供をきめ細やかに支援していけるような社会的資源として、その役割・機能の変化が求められている。

こうした中、厚生労働省はこれまで、里親等への委託の推進、施設運営の質の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子供の権利擁護などを進めてきた。さらに2016年5月には、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が成立した。これを踏まえて、社会的養育の充実に向けた取組を推進している。

保護者のいない子供や、虐待を受けた子供など、社会的養育が必要な子供は、温かく安定した家庭の中で養育されることが重要である。

このため、2011年3月には、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイドライン」を策定し、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を推進してきた。里親等委託率を伸ばしている地方公共団体においては、児童相談所への専任の里親担当職員の配置や、里親支援機関の充実、体験発表会の開催や、市町村と連携した広報、特定非営利活動法人や市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。また、児童養護施設等における施設養護についても施設の小規模化・地域分

散化を行い、できる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある。このため、各都道府県において計画を策定し、計画に基づいた施設の小規模化・地域分散化への取組が実施されている。

さらに2016年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律では、国及び地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは「家庭における養育環境と同様の養育環境」で継続的に養育されるよう、それが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないこととされた。また、都道府県（児童相談所）の業務として里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援が位置付けられた。これらを踏まえ、前述の計画を全面的に見直し、2020年度を始期とする新たな「都道府県社会的養育推進計画」を策定している。

各都道府県等の里親等委託推進に向けた取組を支援するため、「里親養育包括支援事業」等により、①里親からの相談等に対し、24時間の相談対応及び緊急対応の体制整備の支援、②二人目以降の里親手当の拡充、③里親委託前のマッチング期間における子供の生活費等の補助の創設等を実施するとともに、各都道府県等の養子縁組民間あっせん機関に対する助成に向けた取組を支援するため、「養子縁組民間あっせん機関助成事業」により、①児童相談所等の関係機関との連携体制を構築し、養親希望者等の負担軽減に向けた先駆的な取組など養子縁組民間あっせん機関が行う先駆的な取組への支援を拡充、②養親希望者の手数料負担軽減額の拡充を実施している。

施設退所児童等の自立支援策の推進

社会的養護の下で育った子供は、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々

な困難に突き当たることが多い。このような子供たちの個々の状況に応じて必要な支援を実施し、将来の自立に結び付けることが重要である。

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で年齢到達等により措置を解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合には、原則22歳の年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行う。また、施設等に入所している者及び退所した者について、退所後の地域生活及び自立を支援したり、対象者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供したりする「社会的養護自立支援事業」、施設等を退所する子供等が、親がいないなどの事情により身元保証人を得られないため、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」や、安定した生活基盤を築くための家賃相当額や生活費の貸付けを行う「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」など、児童養護施設等を退所した児童等の着実な自立を支援するための取組を実施している。

加えて、20歳到達後から22歳の年度末までの間、大学等に就学している自立援助ホーム入居者に対して引き続き支援を行う「就学者自立生活援助事業」を実施している。

被措置児童等虐待の防止

施設等に措置された被措置児童等への虐待があった場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。

このため、2009年に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律では、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るための仕組みを整備した。また、同年、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を作成し、都道府県の関係部局の連携体制や通告等があった場合の具体

的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することや、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、被措置児童等への周知や子供の権利についての学習機会の確保を図ること等について、都道府県等に対し具体的に示した。

また、入所児童に対するケアの充実を図るため、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」や「基幹的職員研修」などを実施している。

社会的養育関係施設における地域支援機能の充実

小規模かつ地域分散化された生活単位の養育体制を充実させる（子供：職員＝6：4から最大6：6）とともに、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の支援を行う職員の配置の推進等を行う「乳児院等多機能化推進事業」において、特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所づくりに係る支援を拡充するなど、施設等の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を推進している。

また、施設運営の質を向上させるため、施設種別ごとの運営指針を策定するとともに、2012年度には、社会的養育関係施設における第三者評価及び施設長研修を義務付けた。2017年度には、社会的養育関係施設での第三者評価が効果的に行えるよう、評価基準の見直しを行ったほか、民間の児童養護施設職員等の人材確保と処遇改善を図るため、2%の処遇改善を行うとともに、虐待や障害等のある子供への夜間を含む業務内容を評価した処遇改善に加え、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施しており、2020年度においても引き続き実施している。

(障害のある子供等への支援)

障害のある子供の保育等

障害のある子供への支援に関して、障害者

に関する最も基本的な法律である「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）には、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、その年齢や特性等を踏まえた十分な教育を受けられるようにすることや、障害のある子供が可能な限りその身近な場所において療育等の支援を受けられるようにすることなどが規定されている。

また、政府は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」に沿った施策の総合的かつ計画的な推進を図っているが、2018年度からの5年間を対象とする「障害者基本計画（第4次）」（2018年3月30日閣議決定）の中では、障害のある成人とは異なる支援を行う必要性があることやインクルーシブ教育システムの推進など、障害のある子供に対する支援の充実について盛り込まれている。

さらに、共生社会の実現に向けて、障害者差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）が2013年6月に成立し、2016年4月から施行された。同法に基づく政府の施策の基本的な方向を示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（2015年2月24日閣議決定）には、障害のある子供には、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する旨などが盛り込まれている。

障害のある子供については、保育所での受入れを促進するため、1974年度より、「障害児保育事業」において保育所に保育士を加配する事業を実施してきたが、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における障害のある子供の受入れが全国的に広く実施されるようになったため、2003年度より一般財源化

し、2007年度より、地方交付税の算定対象を特別児童扶養手当の対象児童から軽度の障害児に広げるなどの拡充をしている（2019年度実施か所数：1万7,583か所、対象児童6万8,304人）。

このほか、障害のある子供を受け入れるに当たり、バリアフリーのための改修等を行う事業や、障害児保育を担当する保育士の資質向上を図るための研修を実施している。

また、公立幼稚園においても、地方財政措置による「特別支援教育支援員」の配置を進めるなど、障害のある子供の受入れ体制の整備促進を図っているところである。

さらに、障害のある子供に対して、児童福祉法に基づき、日常生活における基本動作の指導や、集団生活への適応のための支援を行う児童発達支援等を実施している。また、保育所等訪問支援の実施により、障害の有無にかかわらず、保育所等の育ちの場で全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図っている。このほか、従来から引き続き、家族の休息などを図る観点から障害のある子供等を一時的に預かって見守る日中一時支援等を実施している。

関係機関の連携の強化による支援の実施

障害のある子供やその家族を支えるため、乳幼児期を含めたライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことができる地域の支援体制の確立を図ることが必要である。

また、障害のある子供には、その時々に応じて、保健、医療、福祉、教育及び労働など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、協議会の活用（子ども部会の設置）等により関係機関や関係者の連携システムを構築していく必要がある。

2015年度より、障害福祉サービス等において、児童発達支援センター等の専門的療育を実施する事業所と保育所、小学校、就業時における企業等との連携を報酬上評価すること等により関係機関の連携の強化を図ってい

るところである。

2016年6月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)により、児童福祉法第56条の6第2項が新設され、医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の連携促進を図ることが努力義務とされたところである。あわせて、障害児支援の提供体制の計画的な構築を図るため、地方公共団体において、「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられた。

2017年7月には「児童発達支援ガイドライン」を策定し、関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図ることとした。

2018年度の障害福祉サービス等報酬改定において、関係機関との連携を促進する観点から、障害児通所支援事業所が小学校等と連絡調整を行った際の報酬上の評価を拡充した。また、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定において、障害児入所施設における地域移行に向けた支援として、家庭や地域と連携して支援を行うソーシャルワーカーを専任配置した際の報酬上の評価を創設した。

また、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、2017年度から、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備している。

さらに、地方公共団体が特別な支援を必要とする子供が就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援を受けられる体制の整備等を行う際に要する経費の一部を補助している。

医療的ケアが必要な子供への支援の充実

2013年度から、地方公共団体等が医療的ケアを行う看護師を学校に配置する際の経費を一部補助するなどして、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図っているところ

である。

2017年度から、「医療的ケア児保育支援モデル事業」を創設し、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備することで、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図っており、2021年度予算において一般事業化することとしている（2020年度協議申請か所数：171か所）。

2018年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児通所支援事業所における、一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための看護職員の加配を評価する仕組みや、医療機関等の看護職員が事業所を長時間訪問した場合の評価の仕組みを設け、2021年度の同改定において、看護職員の加配の見直し等により医療的ケア児を受け入れた事業所を手厚く評価するなど、医療的ケア児への支援の充実を図った。

また、2019年度から、医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方公共団体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする「医療的ケア児等総合

支援事業」を実施しており、2020年度からは看護職員に対する医療的ケアに関する研修や看護職員と就業先とのマッチング等を行う「看護職員確保のための体制構築」をメニューに追加した。2021年度は、医療的ケア児が必要とする支援の利用の調整等を行う「医療的ケア児等コーディネーター」の配置を拡充するとともに、相談支援専門員との情報交換や症例検討の場を設置するなど、医療的ケア児等の相談体制の充実を図ることとした。

各学校において関係者が一丸となって医療的ケアに対応できる体制（学校医療ケアチーム）を構築できるようにするため、地方公共団体等が医療的ケアを行う看護師を学校に配置する際の経費を一部補助するなどして、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図っているところである。（第2-2-12図）

加えて、2020年度診療報酬改定において、医療的ケア児の主治医から学校医等への診療情報提供についての評価を新設するとともに、訪問看護ステーションから学校や保育所へ情報提供した場合の評価についても対象の拡大を行った。